

---

## 目 次

---

### 教育長訓令

○北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令…………… 1

---

## 教 育 長 訓 令

---

### 北海道教育委員会教育長訓令第8号

序 中 一 般  
道 立 学 校

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和2年12月22日

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道立学校職員服務規程(昭和41年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(出勤簿の整理)

**第4条** 職員の勤務態様等の整理は、出勤簿(別記第1号様式)をもって行う。

第4条の次に次の1条を加える。

(出勤及び退勤の記録等)

**第4条の2** 職員は、出勤し、及び退勤するときは、道立学校出退勤管理システム(電子計算機を利用して、職員の出勤及び退勤の状況を記録するとともに、職員の勤務態様等の整理を行うためのシステムをいう。)により、自ら打刻しなければならない。ただし、これにより難い特別の理由があると校長が認める場合は、この限りでない。

第7条第1項中「旅行命令簿等に、その命令を受けた旨の確認印を押さなければならない。」を「旅行命令簿等により、その命令を受けた旨を確認しなければならない。」に改める。

### 附 則

この教育長訓令は、令和3年1月1日から施行する。

